

## 第1回 金山町廃校利活用検討委員会

日時 令和2年9月7日(月) 午後7時～

場所 農村環境改善センター多目的ホール

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 町長挨拶

4. 委員長選出

5. 検討委員会の進め方及び学校施設概要

(1) 検討委員会の進め方

(2) 学校施設概要

行政財産（教育委員会所管）

・明安小学校 ・有屋小学校 ・教育文化資料館（旧朴山分校）

普通財産（総合政策課所管）

・旧中田小学校 ・旧田茂沢分校

6. 協 議（意見交換）

(1) 現在の学校施設の利用状況について

(2) 今後の廃校の利活用について

(3) 次回委員会開催(12月予定)に向けた持ち方等について

7. そ の 他

(1) 検討委員会の進め方

町では、令和4年度に明安小学校・有屋小学校の学校統合が予定され、廃校等の遊休施設が増加し、利活用等について検討していただきたく、町民からの一般公募、各地域の区長さん、町議会総務文教常任委員会、専門家として東北公益文科大学斉藤先生にお願いし、来年3月までに3回の検討会を開催し、廃校利活用の方針をまとめていく予定としております。

委員の皆さんは、他分野でご活躍されている方々ですので、様々な意見を頂戴しながらも、「地域の学校」を基本とし、地域の意向を十分に考慮していく必要があります。

廃校となる学校施設毎に状況は異なりますので、個々に廃校利活用について、検討していくことと考えております。

- ・資料1 町の人口動態 (3頁)
- ・資料2 町内児童生徒数 (3頁)

(2) 対象学校施設概要

行政財産(教学課所管)

- ① 明安小学校 (児童数27人、教職員数11人)
- ② 有屋小学校 (児童数27人、教職員数9人)
- ③ 教育文化資料館 (旧朴山分校)

普通財産(総合政策課所管)

- ① 旧中田小学校 (未利用)
- ② 旧田茂沢分校 (令和2年度中に解体)

- ・資料3 学校施設明細 (4頁～5頁)

※ 学識経験者 紹介

斉藤 徹史 先生

- ・東北公益文科大学 准教授
- ・研究分野 行政法学 財政法学
- ・研究テーマ 公共調達・入札、行政改革、公共施設マネジメント
- ・要職 庄内町振興審議会(会長)、にかほ市公共施設総合管理計画検討委員会(委員長)、市町村職員中央研修所講師

資料 1

町の人口動態

単位：人 %

年 度	明安 地域	有屋 地域	中田 地域	朴山 (学区)	田茂沢 (学区)	町全体
S55	1,032	1,191	638	530	330	8,160
S60	996	1,137	590	525	312	8,020
H2	992	1,104	562	517	301	7,948
H7	969	1,032	509	498	291	7,709
H12	963	966	452	465	272	7,430
H17	913	899	396	438	238	7,000
H22	845	781	344	400	210	6,431
H29	746	674	284	331	174	5,615
R 元	700	604	263	309	169	5,325
R 2	—	—	—	—	—	5,293
R 7	—	—	—	—	—	4,814
R17	—	—	—	—	—	3,960
R27	—	—	—	—	—	3,144
R元/S55	67.8%	50.6%	41.2%	58.3%	51.2%	65.2%

※令和2年(R2)以降は社人研人口推移(地域別数無し)

資料 2

町内児童生徒数

単位：人

学 年	金山小	明安小	有屋小	小学校計	金山中
1	24	6	1	31	51
2	31	3	3	37	50
3	32	5	2	39	48
4	28	6	6	40	—
5	24	2	11	37	—
6	26	5	4	35	—
計	165	27	27	219	149

※ 学校基本調査より

## 資料3

## 学校施設概要

No.	学校名	これまでの経過	校地面積(m <sup>2</sup> )	建物の概要(校舎)			
				建築年月	構造	面積(m <sup>2</sup> )	階数
1	明安小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度学校統合予定</li> <li>学校施設では新しい</li> <li>全国植樹祭昼食会場</li> </ul>	21,206.55	H14.2.13	鉄筋コンクリート	2,135.00	2
2	有屋小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度学校統合予定</li> <li>平成30年度に屋根・グラウンド排水等改修</li> <li>相撲土俵あり</li> </ul>	16,446.11	S55.3.31	鉄筋コンクリート	1,865.99	2
3	旧中田小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度廃校</li> <li>NPO中田倶楽部が平成27年度から4年間無償貸付で利用、現在使用なし</li> <li>電気は通電し避難所確保</li> </ul>	21,607.37	S61.3.27	鉄筋コンクリート	1,996.32	3
4	旧朴山分校	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度廃校</li> <li>教育文化資料館(教育用品、図書保管)</li> <li>朴山地区で平成27年度から5年間運営、現在教学課で直営管理</li> <li>施設の老朽化が著しい</li> <li>廃止に向け地区と別途協議中</li> </ul>	2,847.92	S16.4.30	木造	121.73	2
5	旧田茂沢分校	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度廃校</li> <li>令和2年度中に解体</li> <li>道草ぶんこう運営委員会で平成27年度から無償貸付で運営、令和元年12月末に戻し</li> </ul>	2,436.00	S40.11.11	鉄骨造り	157.00	1
	計		64,543.95	-	-	6,276.04	-

## 資料3

## 学校施設概要

No.	学校名	建物の概要 (体育館)				建物の耐震化の取組み (校舎・体育館)				
		建築年月	構造	面積(m <sup>2</sup> )	階数	耐震診断	診断結果(Is値)	耐震補強	補強後 (Is)	非構造部材耐震化
1	明安小学校	H14. 2. 13	鉄筋コンクリート	1,593.04	3	新耐震化基準	-	-	-	無
2	有屋小学校	S55. 10. 8	鉄骨造り	692.32	2	H21	校舎 (ISO. 8~1.780) 体育館 (ISO. 108)	校舎耐震化無 体育館 (H24)	体育館 (ISO. 732)	無
3	旧中田小学校	S61. 10. 27	鉄骨造り	800	1	新耐震化基準	-	-	-	無
4	旧朴山分校	S41. 8. 17	木造	141.67	1	無	-	-	-	無
5	旧田茂沢分校	S40. 11. 11	鉄骨造り	148.76	1	無	-	-	-	無
	計	-	-	3,375.79	-	-	-	-	-	-

廃校利活用検討委員会 委員名簿

※敬称略

No.	所属職名等	委員名	備考
1	専門家 (東北公益文科大学准教授)	斉藤 徹史	
2	一般公募	正野 直弥	
3	一般公募	菅 圭一	
4	一般公募	栗田 伸一	
5	一般公募	半田 季三子	
6	一般公募	阿部 利広	
7	地区代表(有屋小学校) 町区公連会長 下向区長	矢口 卯之助	
8	地区代表(有屋小学校) 柳原区長	矢口 一寿	
9	地区代表(明安小学校) 下野明区長	正野 賢一	
10	地区代表(明安小学校) 安沢区長	佐藤 一男	
11	地区代表(旧中田小学校) 小蟬区長	千川原 正弘	
12	地区代表(旧中田小学校) 下中田区長	栗田 仁	
13	地区代表(旧朴山分校) 朴山区長	柿崎 公一	
14	地区代表(旧朴山分校) 板橋区長	高橋 久男	
15	地区代表(旧田茂沢分校) 田茂沢区長	佐藤 忠義	
16	地区代表(旧田茂沢分校) 蒲沢区長	今田 裕	
17	町議会総務文教常任委員長	沼沢 道也	
18	町議会総務文教常任副委員長	中村 忠行	
19	町議会総務文教常任委員	栗田 保則	
20	町議会総務文教常任委員	星川 智子	
21	町議会総務文教常任委員	柴田 清正	
事務局	教学課長	佐藤 幸浩	
	町民税務課長	柴田 直樹	
	政策財政監	庄司 紀一	
	教学課長補佐兼総務学事係長	松澤 和仁	
	教学課社会教育係長	高橋 章	
	町民税務課長補佐兼くらし安全係長	後藤 隆行	
	総合政策係長 (財政担当)	渡辺 麻里子	
総合政策係 主事	丹 雄真		

## 金山町廃校利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 金山町廃校利活用に対して意見及び助言等を得るため、金山町廃校利活用検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事業について意見、助言等を行う。

- (1) 廃校の利活用に関すること
- (2) 廃校の利活用の方針に関すること
- (3) 廃校利活用に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 地区の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者(女性、高齢者、若者)
- (4) その他町長が特に必要を認めた者

(任期)

第4条 委員会の任期は令和3年3月31日までとする。ただし、町長が任期の延長を必要と認めた場合には、任期を延長することができる。また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は町長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取り等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するために、事務局を総合政策課に置く。

2 事務局長は総合政策課政策財政監をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期間)

第1条 この要綱は告示の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

